

浜岡地域原子力防災協議会及び作業部会の体制について

1. 概要

道府県や市町村が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援するため、原子力発電所が所在する地域毎に「地域原子力防災協議会」が設置された。

浜岡地域は、浜岡地域原子力防災協議会・作業部会において、当面の課題である浜岡地域の広域避難計画策定に向け、静岡県周辺 12 都県との協議を支援しているところである。今後も引き続き、静岡県の浜岡地域広域避難計画及び関係市町の広域避難計画策定の支援を行い、浜岡地域原子力防災協議会において、緊急時対応の確認項目に準じた確認を実施する。

これまでの検討状況¹

■第1回浜岡地域ワーキングチーム [平成 25 年 11 月 22 日、静岡県内関係機関出席]

- ・共通課題の対応方針について

■第2回浜岡地域ワーキングチーム [平成 26 年 2 月 4 日、12 都県出席]

- ・原子力防災会議を中心とした地域防災計画・避難計画の充実に向けた支援取組について
- ・静岡県が検討中の避難計画案（たたき台）について

■第3回浜岡地域ワーキングチーム [平成 26 年 5 月 14 日、12 都県出席]

- ・浜岡エリア避難住民受入れ可能数調査に係る協力依頼

○浜岡地域ワーキングチームの検討における避難者受入れ数について（照会）

（内閣府浜岡地域ワーキングチーム事務局）発出 [平成 26 年 5 月 26 日]

■第4回浜岡地域ワーキングチーム [平成 26 年 10 月 28 日、12 都県出席]

- ・受入れ可能数照会結果の報告

○静岡県及び関係市町による受入れ都県との個別協議 [平成 26 年 11 月より継続実施]

- ・必要に応じ、内閣府も受入れ都県の市町村説明会等に参加

■第5回浜岡地域ワーキングチーム [平成 27 年 3 月 12 日、12 都県出席]

- ・個別協議の進捗報告

■第1回浜岡地域原子力防災協議会作業部会 [平成 27 年 6 月 15 日、12 都県出席]

- ・協議会・作業部会の体制の説明
- ・個別協議の進捗報告、今後のスケジュール報告

■第2回浜岡地域原子力防災協議会作業部会 [平成 27 年 10 月 9 日、静岡県内関係機関出席]

- ・協議会及び作業部会について
- ・浜岡地域原子力災害広域避難計画の検討状況及び緊急時対応の検討事項について

■第3回浜岡地域原子力防災協議会作業部会 [平成 28 年 1 月 7 日、12 都県出席]

- ・浜岡地域原子力災害広域避難計画の内容及び今後の進め方について

※12 都県出席の会議は、会議当日欠席をした都県に対して、個別の説明を実施。

¹ 平成 27 年 3 月 20 日より、これまで各地域に設置していたワーキングチームを地域原子力防災協議会に変更。

2. 浜岡地域原子力防災協議会

「地域原子力防災協議会の設置について」（平成 27 年 3 月 20 日内閣府政策統括官（原子力防災担当）決定）に記載された下記の構成員を基本として、別途、浜岡地域原子力防災協議会の構成員を設定する。

地域原子力防災協議会 構成員

内閣府	政策統括官（原子力防災担当）
原子力規制庁	長官官房核物質・放射線総括審議官
内閣官房	内閣官房副長官補（事態対処・危機管理）付危機管理審議官
内閣府	大臣官房審議官（防災担当）
警察庁	長官官房審議官
総務省	大臣官房総括審議官
消防庁	国民保護・防災部長
文部科学省	大臣官房審議官（研究開発局担当）
厚生労働省	大臣官房技術総括審議官
農林水産省	大臣官房技術総括審議官
経済産業省	大臣官房審議官（エネルギー・環境担当）
国土交通省	大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官
海上保安庁	総務部参事官（警備救難部担当）
環境省	大臣官房審議官
防衛省	大臣官房審議官
関係道府県	副知事

※ 関係道府県の出席者は、当該道府県の状況に応じ、副知事又は同程度の職にあるものとする。

※ 関係市町村及び電力事業者は、オブザーバーとして会議に参加することができる。

3. 浜岡地域原子力防災協議会作業部会

「地域原子力防災協議会の設置について」では、地域原子力防災協議会の構成員を補佐するため、作業部会を置くこととし、その基本構成は、地域毎の課題や事情に応じて柔軟に設定することとされている。

上記の考え方にに基づき、浜岡地域原子力防災協議会作業部会については、浜岡地域の現状の課題を踏まえ、当面、以下の2点について検討を進める。

- ①周辺都県との避難計画の調整に係る課題の検討
- ②地域防災計画・避難計画の充実化に向けた県内関係機関との調整に係る課題の検討

表1 浜岡地域原子力防災協議会作業部会の主な検討テーマ及び構成

①周辺都県との避難計画の調整に係る課題の検討	
構成員	静岡県原子力安全対策課 経済産業省資源エネルギー庁 原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課、監視情報課 内閣府政策統括官（原子力防災担当）付 浜岡原子力規制事務所
オブザーバー	12 都県（群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、愛知県、三重県、岐阜県、富山県、石川県、福井県）
主な検討事項	静岡県・関係市町の避難計画策定に向けた、受入れ都県・市町村との調整
②地域防災計画・避難計画の充実化に向けた県内関係機関との調整に係る課題の検討	
構成員	静岡県原子力安全対策課、原子力災害避難計画策定庁内連絡会構成員 静岡県警察本部警備部災害対策課、交通部交通規制課 陸上自衛隊東部方面総監部防衛部防衛課、第1師団司令部第3部防衛班 海上保安庁第三管区海上保安本部清水海上保安部警備救難課 経済産業省資源エネルギー庁 原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課、監視情報課 内閣府政策統括官（原子力防災担当）付 浜岡原子力規制事務所
オブザーバー	11 市町（御前崎市、牧之原市、掛川市、菊川市、吉田町、袋井市、島田市、磐田市、焼津市、藤枝市、森町） 中部電力株式会社 中日本高速道路株式会社
主な検討事項	避難計画の具体化、緊急時対応の取りまとめに向けた検討

※今後、必要に応じてテーマ毎の分科会を設置。

地域防災計画充実に向けた 取り組み

内閣府政策統括官(原子力防災担当)付
参事官(地域防災・訓練担当)付

地域防災計画の充実に 向けた今後の対応

(平成25年9月3日 原子力防災会議決定)

- 原子力発電所の所在する地域毎に、課題解決のためのワーキングチームを速やかに設置し、関係省庁とともに、関係道府県・市町村の地域防災計画・避難計画の充実化を支援
- 原子力防災会議及び同幹事会において、地域防災計画・避難計画等の充実化の内容・進捗を順次確認

資料2

地域防災計画の充実に向けた今後の対応（案）

平成25年9月3日
原子力防災会議

1. 現状等

防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づく新しい枠組に基づき、原子力発電所から概ね半径30km圏内の自治体による地域防災計画（原子力災害対策編）の策定が進んでいる。

地域防災計画は、内容の具体性や実効性が重要であり、避難計画や要援護者対策の具体化等を進めるに当たって、自治体のみでは解決が困難な対策について、国の積極的な支援が期待されている。

2. 今後の対応

政府を挙げて地域の防災計画の充実化を支援することとし、原子力防災会議及び内閣府原子力災害対策担当室を中心に以下の取組を行う。

- (1) 内閣府原子力災害対策担当室は、原子力発電所の所在する地域毎に、課題解決のためのワーキングチームを速やかに設置し、関係省庁とともに、関係道府県・市町村の地域防災計画・避難計画の充実化を支援する。
- (2) 原子力防災会議及び同幹事会において、地域防災計画・避難計画等の充実化の内容・進捗を順次確認する。

地域防災計画、避難計画の策定状況

平成28年6月30日現在

	対象市町村	地域防災計画 策定数	避難計画 策定数	備考
泊地域	13	13	13	
東通地域	5	5	5	
女川地域	7	7	5	平成26年12月、宮城県が「避難計画（原子力災害）作成ガイドライン」を策定。
福島地域 *	13	9	6	平成27年3月「暫定重点区域における福島県原子力災害広域避難計画」改定。同年4月、一部受入施設見直し
柏崎刈羽地域	9	9	9	
東海地域	14	13	0	平成27年3月、茨城県が「原子力災害に備えた茨城県広域避難計画」を策定。
浜岡地域	11	11	0	平成28年3月、静岡県が「浜岡地域原子力災害広域避計画」を策定。
志賀地域	9	9	9	
福井エリア	23	23	23	
島根地域	6	6	6	
伊方地域	8	8	8	
玄海地域	8	8	8	
川内地域	9	9	9	
13地域計	135	130	101	

注：* 福島地域は、特定原子力施設である東京電力福島第一原子力発電所があり、同発電所の周辺地域等が避難指示区域に設定されている事情に留意する必要がある。

地域原子力防災協議会の設置

- オフサイトの原子力防災対策に関する国と地方公共団体との連携強化については、各地域について、**緊急時対応の具体化・充実化**に加え、**防災訓練やそれに基づく改善**などによる**PDCAサイクルを導入**することでその活動を強化するとともに、その**名称を「地域原子力防災協議会」と改め**、これらを防災基本計画に明確に位置付け（平成27年3月31日）

<変更前>

ワーキングチーム

- 自治体、関係省庁の担当者が基本構成員
- 緊急時対応に係る個々の論点について担当者間で検討

ワーキングチーム特別会合

- 自治体副知事及び各省庁指定職級が出席ワーキングチームで詰めた内容について参加者で確認

※ 26年9月に川内地域WTで開催

<活動内容>

- ◆ 関係省庁が関係自治体と一体となって、避難計画、地域防災計画の充実・強化を進めるため、原子力発電所が所在する13地域ごとに設置。
- ◆ 具体化、充実化が全体として図られた地域の緊急時対応については、原子力災害対策指針などに照らして「具体的で合理的」なものであることを、詳細に確認。
- ◆ 確認内容について、内閣府は、原子力防災会議に報告し、了承を求める。

<変更後>

地域原子力防災協議会

- 各自治体副知事及び各省庁指定職級が基本構成員
- 必要に応じ関係市町村や電力事業者も参加し、緊急時対応の確認等の重要事項を協議

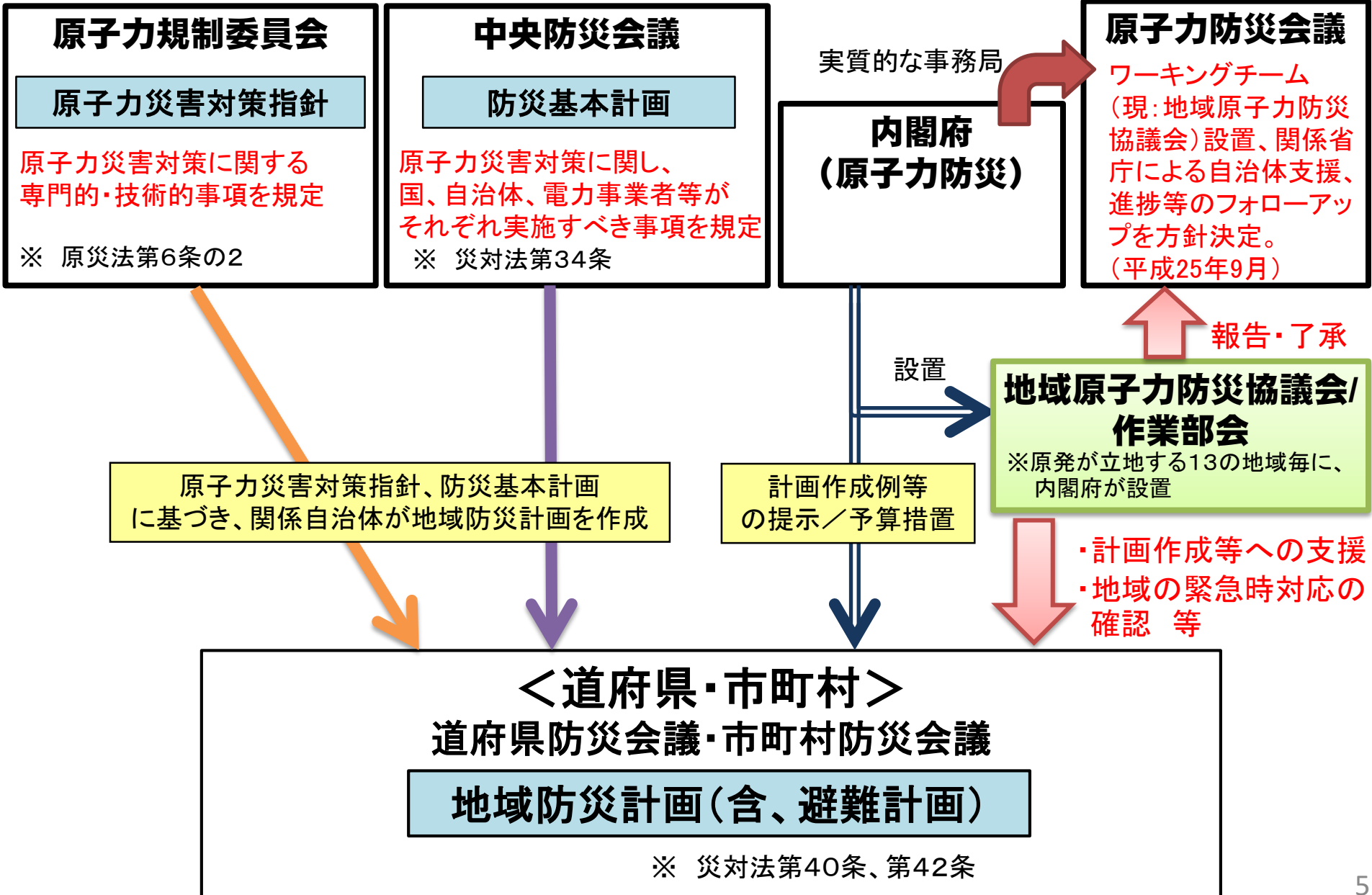
作業部会

※従来のワーキングチームに相当

- 自治体、関係省庁の担当者が基本構成員
- 緊急時対応に係る個々の論点について担当者間で検討
- 協議会の構成員を補佐

<変更内容>

- ◆ これまでの地域防災計画の策定支援等に加え、
 - ①**防災訓練の実施**
 - ②**訓練結果からの反省点の抽出**
 - ③**更なる計画等の改善、**
 を協議会の活動として追加。**各地域の原子力防災対策の継続的な充実強化を実現する改善のサイクルを導入。**
- ◆ 協議会本体を開催した場合には、議事要旨を公表。



「緊急時対応」の取りまとめイメージ

- ▶ 各地域で策定されている地域防災計画及び避難計画等のうち、特に発災時からUPZの一時移転の段階の緊急時対応が、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的であることを確認するための資料(内閣府が地域原子力防災協議会においてとりまとめ)。

緊急時対応の根拠資料

県地域防災計画、ガイドライン等

市町地域防災計画、避難計画等

関係機関防災業務計画

原子力事業者防災業務計画

防災基本計画

各機関が主体となって作成。

確認すべき
重要項目

各地域の緊急時対応



地域原子力防災協議会・作業部会
において、関係機関との調整を実
施し、緊急時対応としてとりまとめ。

報告
了承

原子力
防災会議

訓練等による検証、
改善策の反映

合理性



- ・ IAEA (International Atomic Energy Agency: 国際原子力機関) や原子力災害対策指針に沿って、原子力施設からの距離に応じて、避難をはじめとする防護措置を実施
- ・ 原子力災害固有以外の諸課題 (生活物資の備蓄・供給、避難所への住民受入要領等) については、これまでの災害対応の枠組みを活用

具体性



- ・ 避難行動要支援者を含む住民の避難や屋内退避の実施について以下の項目を明確にすること
 - － 具体的な手順
 - － 行政区ごとの避難先の施設
 - － 複数の避難経路
 - － 必要な輸送車両の確保策等

実効性

- ・ 地域コミュニティを重視した計画であること
- ・ 複合災害等を踏まえた柔軟な計画であること
- ・ 訓練の教訓などにより、継続的な改善を推し進めること

【参考】「緊急時対応」の基本確認項目

大項目	小項目	主な確認の視点
A. 地域の概要	原子力災害重点区域の概要	-
	原子力災害重点区域周辺の人口	-
	PAZ圏の昼間流入人口(就労者等)の状況	-
B. 緊急事態対応体制	国、道府県及び関係市町村の対応体制	・国、関係道府県、道府県、関係市町村の対応体制が定められていること。
	国の職員・資機材等の緊急搬送	・国の職員・資機材等の緊急搬送の考え方が整理されていること。
	オフサイトセンターの放射線防護対策・電源対策	・オフサイトセンター及び代替オフサイトセンターの場所が具体的に定められており、これらの施設の電源対策として概ね1週間稼働するための整備が行われていること。 ・オフサイトセンターに放射線防護対策工事が施されていること。
	連絡体制の確保	・通信体制を確保するため、一般回線のほか、防災行政無線、衛星携帯電話等の通信手段が複数整備されていること。
	住民への情報伝達体制	・住民への情報伝達を迅速かつ的確に行うための現地における情報伝達手段が複数整備されていること。
	国の広報体制	・住民への情報伝達を迅速かつ的確に行うための国、関係道府県等の情報伝達手段が複数整備されていること。
国、県、関係市町村による住民窓口の設置	・住民のさまざまなニーズに対応した問い合わせ窓口が設置されていること。 ・住民からの問い合わせ支援体制が示されていること。	

【参考】「緊急時対応」の基本確認項目

大項目	小項目	主な確認の視点
C. PAZ圏内の施設敷地緊急事態における対応	市町村における初動対応	<ul style="list-style-type: none"> ・PAZ圏内の予防的防護措置に備え、具体的な職員配置計画が示されていること。 ・PAZ圏内の予防的防護措置に備え、必要となるバス等の配車計画が示されていること。
	住民への情報伝達体制	<ul style="list-style-type: none"> ・PAZ圏内の予防的防護措置に備えた住民への情報伝達の手段が具体的に示されていること。 ・現地に配置された職員と市町村本部の連絡体制が示されていること。
	施設敷地緊急事態要避難者への対応策	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関、社会福祉施設の入所者、在宅の避難行動要支援者及び学校・保育所等の児童等、施設敷地緊急事態要避難者の状況に応じて、施設敷地緊急事態における具体的な対応策や避難先の確保策が示されていること。 ・施設敷地緊急事態要避難者の避難先の確保策は、地域コミュニティの維持に配慮した内容であること。
	放射線防護対策施設の運用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・避難を行うことにより健康リスクが高まる者等を放射線防護対策施設へ収容するための運用方法が示されていること。
	必要となる輸送能力の見積	<ul style="list-style-type: none"> ・「施設敷地緊急事態要避難者への対応策」を踏まえ、施設敷地緊急事態要避難者の状況に応じた車両（バス、福祉車両（ストレッチャー対応、車いす対応）等）の見積が示されていること。 ・医療機関、社会福祉施設、学校、保育所については、避難行動要支援者の支援者として、施設の職員等が避難車両に同乗することが想定されていること。
	輸送能力の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・「必要となる輸送能力の見積」を踏まえ、現地において必要数の車両が確保できることが示されていること。

大項目	小項目	主な確認の視点
D. PAZ圏内の全面緊急事態における対応	PAZ圏内の住民の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・全面緊急事態におけるPAZ圏内の住民等の避難方法・避難先・避難経路等について、即時避難が可能となる具体的な計画が策定されていること。 ・住民の避難経路は複数設定されていること。 ・自家用車で避難できない住民等の避難に必要な輸送能力が確保されていること。 ・放射線防護対策施設の使用方法が定められていること。
	PAZ圏内の住民への対応策	<ul style="list-style-type: none"> ・避難対象となる住民の具体的な対応策、避難手段、避難経路、避難先が示されていること。 ・自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、予め複数の避難経路が設定されていること。 ・避難先の確保策は、地域コミュニティの維持に配慮した内容であること。
	PAZ圏内の観光客及び民間企業の従業員の対応策	<ul style="list-style-type: none"> ・観光客及び民間企業の従業員の対応策、避難方法、避難手段等が示されていること。
	必要となる輸送能力の見積	<ul style="list-style-type: none"> ・「PAZ圏内の住民への対応策」を踏まえ、自家用車で避難できない住民数をもとに、車両の見積が示されていること。 ・「PAZ圏内の観光客及び民間企業の従業員の対応策」を踏まえ、移動手段を持たない人数をもとに、車両の見積が示されていること。
	輸送能力の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・「必要となる輸送能力の見積」を踏まえ、現地において必要数の車両が確保できることが示されていること。
	避難を円滑に行うための対応策	<ul style="list-style-type: none"> ・避難を円滑に行うための交通対策や、その他避難を円滑に行うための工夫が示されていること。
	自然災害等により避難先が被災した場合の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・自然災害等により、予め設定していた避難先施設が使用できない場合の対応策が示されていること。
	自然災害等により道路等が通行不能になった場合の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・自然災害等により、道路等が通行不能になった場合の対応策(応急復旧策等)が示されていること。

大項目	小項目	主な確認の視点
E. UPZ圏内における対応	一時移転等に備えた関係者の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・OILに基づく一時移転等に備えた関係者の対応体制が示されていること。 ・OILに基づく一時移転等に備えた車両確保の準備方法が示されていること。
	避難行動要支援者への対応策	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関、社会福祉施設の入所者、在宅の避難行動要支援者及び学校・保育所等の児童等、避難行動要支援者の状況に応じて、具体的な対応策や避難先の確保策が示されていること。 ・避難先の確保策は、地域コミュニティの維持に配慮した内容であること。
	UPZ圏内の住民への対応策	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となる住民の具体的な対応策、避難手段、避難経路、避難先が示されていること。 ・自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、予め複数の避難経路が設定されていること。 ・避難先の確保策は、地域コミュニティの維持に配慮した内容であること。
	輸送能力の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・一時移転等で必要となる輸送能力の確保策が示されていること。
	他の地方公共団体からの応援計画	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害又は地震、津波との複合災害が発生した場合の応援計画が示されていること。

【参考】「緊急時対応」の基本確認項目

大項目	小項目	主な確認の視点
F. 放射線防護資機材、物資、燃料備蓄・供給体制	防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄・供給・支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線防護資機材の備蓄・供給体制が整備されていること。 ・放射線防護資機材の供給のための一時集積拠点が示されていること。 ・関係団体からの支援体制が示されていること。
	避難等に備えた物資の備蓄・供給体制	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内退避に備えた関係市町の生活物資の備蓄・生活物資の確保策(流通備蓄等)・供給体制等が示されていること。 ・PAZ圏内避難時の避難先における生活物資等の備蓄・供給体制が示されていること。
	物資集積拠点・一時集結拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・物資供給の迅速性を高めるための物資集積拠点・一時集結拠点が示されていること。
	国による物資・燃料の供給体制	<ul style="list-style-type: none"> ・国における物資や燃料の供給体制が整備されていること。
G. 緊急時モニタリングの実施体制	緊急時モニタリング体制	<ul style="list-style-type: none"> ・国、道府県、事業者等による緊急時モニタリング体制が示されていること。 ・緊急時モニタリングセンターの設置場所が示されていること。 ・緊急時モニタリング地点が示されていること。 ・モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポスト等に必要な電源確保策や通信回線強化策が示されていること。
	緊急時モニタリング実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時モニタリング計画の内容が示されていること。
	一時移転等の実施単位	<ul style="list-style-type: none"> ・OILに基づく予防的防護措置を判断するための緊急時モニタリング地点と現状の避難計画で定められている避難の実施単位との紐づけの結果が示されていること。
	緊急時モニタリング動員計画	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時モニタリングの動員計画が示されていること。

大項目	小項目	主な確認の視点
H. 原子力災害時の医療体制	安定ヨウ素剤の事前配布、備蓄状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・PAZ圏内における安定ヨウ素剤の事前配布が実施されていることが示されていること。 ・UPZ圏内の一時移転等において、安定ヨウ素剤の緊急配布を行うための対応策及びこれに備えた備蓄状況が示されていること。
	避難退域時検査・除染の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・避難退域時検査・除染場所及び基本活動フローが示されていること。
	原子力災害医療体制	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害体制が示されていること。
I. 国の実動組織の支援体制	実動組織の広域支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・実動組織による広域支援体制が示されていること。
	施設敷地緊急事態からの現地実動組織の体制	<ul style="list-style-type: none"> ・施設敷地緊急事態において、道府県、関係市町、現地実動組織の連絡・調整の体制が示されていること。
	自然災害等により道路等が通行不能になった場合の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・自然災害等により道路等が通行不能になった場合の対応策が示されていること。 ・空路、海路による避難に備え、使用可能なヘリポート適地や港湾等が示されていること。
	自然災害等の複合災害で想定される実動組織の活動	-

参考資料 (様式例①)

地区別人口 (〇〇市) (平成〇年〇月〇日時点)

項番	市町村名		地区名		行政地区(人口分布単位)				人口					避難等判定観測局名(UPZ)	一時集合場所の名称	広域避難の避難所の名称①	広域避難の避難所の名称②
					地区名		発電所からの位置		全人口数	世帯数	在宅の避難行動要支援者	支援者数	自家用車で避難ができない人数				
							方位	距離(km)									
例	〇〇市	ふりがな	〇〇	ふりがな	〇〇	ふりがな	北	3.5	PAZ	100	30	30	18	15	〇〇公民館	〇〇県〇〇市〇〇小学校	△△県△△市△△中学校
1																	
2																	
〇〇地区計(PAZ計)																	
〇〇地区計(UPZ計)																	
〇〇地区計(PAZ・UPZ合計)																	
3																	
4																	
△△地区計(PAZ計)																	
△△地区計(UPZ計)																	
△△地区計(PAZ・UPZ合計)																	
〇〇市計(PAZ計)																	
〇〇地区計(UPZ計)																	
〇〇地区計(PAZ・UPZ合計)																	

項番	施設名		所在情報								施設の種別 (老人・障害者等)	人数			施設外からの受入れ可能数	必要車両台数			所有車両台数			不足車両台数(必要-所有)			移動先の施設名	移動先の住所	防護対策実施状況 (済・未)	
			所在地	緯度(度)	経度(度)	発電所からの位置			電話番号	FAX		避難可能な人数	避難すると健康リスクが高まる人数	職員数		福祉車両		その他の車両	福祉車両		その他の車両	福祉車両		その他の車両				
						方位	距離(km)	PAZ/UPZ区分								車いす用	ストレッチャー用		車いす用	ストレッチャー用		車いす用	ストレッチャー用					
1	〇〇	ふりがな		ふりがな			北西	15.0	UPZ	〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇〇-〇〇〇〇		20	5	8	10	4	2	1	1	0	1	3	2	0	〇〇園	〇〇県〇〇市	済
2																												
	〇〇地区計(PAZ計)																											
	〇〇地区計(UPZ計)																											
	〇〇地区計(PAZ・UPZ合計)																											
3																												
4																												
5																												
	△△地区計(PAZ計)																											
	△△地区計(UPZ計)																											
	△△地区計(PAZ・UPZ合計)																											
	〇〇市計(PAZ計)																											
	〇〇地区計(UPZ計)																											
	〇〇地区計(PAZ・UPZ合計)																											